

Ⅱ. 地域保健の着実な展開

1 感染症対策の充実

目標

- ①結核罹患率を減少させるため、効果的な検診や患者の療養支援の充実を図ります。 **重点**
- ②感染症の発生予防とまん延防止を図ります。

現況と課題

①結核

台東区の結核罹患率（1年間に発病した患者数を人口10万対率で表したもの）は5年前と比較して大幅に減少していますが、平成28年は39.5で国の13.9や東京都の17.2に比べ依然として高い状況にあります。発見の遅れや治療の中断、入退院の繰り返し等による治療の不徹底など、治療を進める上での問題も発生しています。また、多剤耐性の結核菌が国全体での重要な問題となっています。

区では、総合健康診査等の健診のほか、住所不定者を対象とした検診、日本語学校に通う外国人を対象とした検診などを実施するとともに、治療中断や不規則な服薬の防止のためにDOTS[※]と療養支援を実施しています。

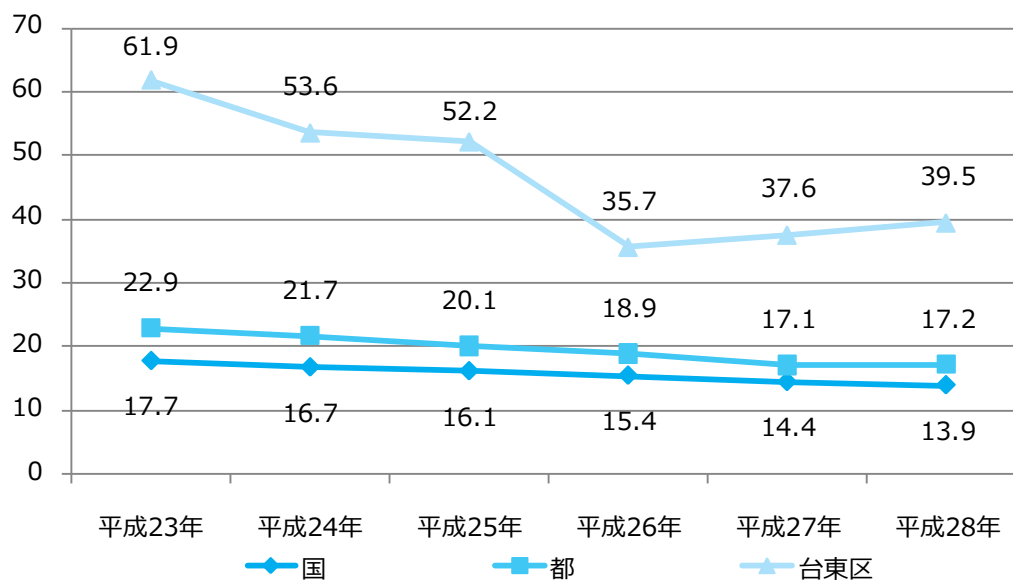
結核の発病リスクは高くはありませんが、発病することで多数の者に感染させるおそれが高い教師、保育士、医療従事者等の集団（以下、デインジャーグループ）に対する対策の強化が必要です。

また血糖値コントロールの悪い方は結核の発病リスクが高まるので、糖尿病の治療が大切となります。

※DOTSとは？

DOTSとはDirect Observed Treatment, Short-courseの略で、患者が結核の薬を飲み忘れるのを防ぐために保健師等が服薬を直接確認する治療法（直接監視下化学療法）のこと。治療中断の防止と不規則な服薬による薬剤耐性結核を予防し、結核の撲滅を目指すために実施されます。

結核罹患率の推移



出典：結核登録者情報調査年報集計結果（厚生労働省）

② HIV・エイズ及び性感染症

国内における新規のHIV感染者及びエイズ患者の届出数は横ばいで推移しており、治療を必要とする方は年々増加しています。さらに、梅毒など若年層の性感染症の増加も危惧されています。

リーフレット配布等による普及啓発活動に加え、若年層への取り組みとして、区内の中学校・高校に講師を派遣しての学習会が有効です。また、HIV・エイズ、梅毒等の性感染症に関する検査、来所相談及び電話相談を実施して、感染者の早期発見・早期治療につなげることと病気に対する不安の軽減への取り組みが必要です。

③ その他の感染症

輸入感染症等の患者発生時対応や社会福祉施設、学校等における集団感染の発生予防や感染拡大防止を実施しています。

新型インフルエンザ等の新興感染症の発生に備え、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく体制整備が求められています。

具体的な取り組み

区の取り組み

結核患者の早期発見・早期治療のため、結核に関する知識の普及と、住所不定者に対し、路上検診等の効果的な検診を実施していきます。また、感染症の発生予防とまん延防止のため、正しい知識の普及と検査、相談を実施していきます。


①結核対策の強化

- ・住所不定者や日本語学校に対する結核検診の継続的实施（重点地区結核対策）
- ・デインジャーグループへの知識の普及啓発（施設従事者向け結核対策）
- ・接触者健診等による感染者や発病者の早期発見・早期治療による感染拡大防止
- ・潜在性結核感染症を含むすべての結核患者へのDOTSの実施による治療の完遂

せきやただけじゃない！
「疲れやすくなった」「息切れがする」「やせてきた」
けっかく
それは、結核かもしれません


結核は過去の病気と思われがちですが、現在も東京都では年間約2500人もの人が新たに結核の治療を受けています。
高齢になると結核でもせきやたんの症状が出ないことがあるので、より注意が必要です。

こんな症状があったら要注意！！



やせてくる、食欲低下
疲れやすい、息が切れる
せきやたんが続く
微熱が続く

- 結核は適切に服薬治療を行えば、治る病気です。
- 左のような症状が2週間以上続く場合は、早めに医療機関で胸部レントゲン検査を受けましょう！
- 症状がなくても、年に1度は健康診断で胸部レントゲン検査を受けましょう！



©BANDA I

問い合わせ・相談：台東保健所 保健予防課 感染症対策担当 03(3847)9476

② HIV・エイズ及び性感染症対策の充実

- ・ HIV・エイズ及び性感染症の正しい知識の普及啓発と、偏見、差別の克服
- ・ 若年者に対する性感染症に関する知識の普及・啓発
- ・ 保健所におけるHIV抗体迅速検査と梅毒迅速検査（平成29年5月より開始）の実施による検査を受けやすい環境整備

梅毒検査を受けたあなたへ

台東保健所

●即日検査の結果について
感染の機会から2～3ヶ月以上経過していれば、梅毒に感染していないことを意味します。もし最後の感染の機会から2～3ヶ月以上経過していない場合は、念のため2～3ヶ月以上経ってからもう一度検査を受けることをおすすめします。

●梅毒について
今、日本では梅毒が流行しています。同性間だけでなく、異性間での感染も増加しています。特に、20代女性で急増しています。

梅毒のひびくさ

ポイント1 梅毒が感染するのは、性器だけではなく、オラルセックス（口腔性交）やアナルセックス（肛門性交）でも感染します。

ポイント2 梅毒は、ほとんど気づかずに進行します。初期症状で性器や肛門、口などにできるものがありますが、普通は痛みもないことが多く、自然に良くなってしまいます。その後、手のひら、足の裏などに発疹が出る場合がありますが、半年以内に消えてしまいます。

ポイント3 梅毒は痛みがなくても感染力が非常に強いです。気づかずにいます。他の人にも感染させてしまいます。

ポイント4 梅毒は、何回でも感染します。パートナーと一緒に治療しなければ、再感染します。

ポイント5 梅毒になるとHIVに感染する可能性も数倍高くなります。

ポイント6 妊娠中に感染すると、先天性梅毒の原因になります。

では、どうしたらいいの？

1) 感染予防のためにできること
オラルセックスやアナルセックスのときにもコンドームをつけましょう。また、不特定多数の人とのセックスは控えましょう。

2) 心配なことがあったら、検査を受けよう
梅毒は、早期に診断して治療をすれば治せます。もしかして…と思ったら、検査を受けましょう！

梅毒検査を受けるには

症状がある場合
⇒パートナーの感染が明らか
な場合

病院・診療所などの医療機関へ

症状はなく、パートナーの感染も不明だけれど心配
不特定多数の人とセックスをしている（していた）

保健所・自治体の定める検査所へ

自分に合った医療機関・検査所を見つけるには・・・
HIV検査・相談マップ URL: <http://www.hivkensa.com/>

③ その他の感染症対策の推進

- ・ 社会福祉施設での季節性インフルエンザや感染性胃腸炎（ノロウイルス等）等の感染拡大防止のための施設職員等に対する予防策の周知と情報共有
- ・ 広域的な感染症発生時の迅速な調査や拡大防止に向けた東京都等との連携体制の構築
- ・ 新型インフルエンザ等感染症の発生に備え、国や東京都、関係団体等と連携した健康危機管理体制整備の推進

区民一人ひとりの取り組み

- 結核の早期発見・早期治療のため、年1回の胸部レントゲン検査を受けましょう。
- 感染症に関する正しい知識を持ち、行動しましょう。

2 精神保健福祉対策の充実



精神障害者の地域生活支援の充実を図ります。

現況と課題

①精神障害者の状況

精神障害者の自立のための各種サービスの提供、相談、訪問指導とともに、社会復帰施設（地域活動支援センター、就労継続支援 B 型、グループホーム等）への支援等も併せて行っています。また、サービスの利用状況は増加傾向にあります。

一方、地域での単身生活を希望する精神障害者は、施設から一般住宅への入居の際、困難を伴うことが多くみられ、自立生活後の生活支援も必要です。

高齢化する障害者と見守りをする家族が地域で安心して暮らせるよう、サービスの充実が求められています。

②発達障害と高次脳機能障害の状況

成人期を含む発達障害に対しては、大人の発達障害個別相談とともに、発達障害者デイケアを開始し、支援の充実を図ってきました。

さらに社会復帰に向け、相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

高次脳機能障害については、講演会等を通じて周知啓発を図り、社会的認知度を高めていくことが重要です。

③障害者差別解消法への対応

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。精神障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るために、より一層の取り組みが必要です。

具体的な取り組み

区の取り組み

精神障害者の地域移行を図るため、地域生活を支援するサービスの充実を図るとともに、発達障害と高次脳機能障害の相談体制を充実させていきます。

①精神障害者の地域生活を支援するサービスの充実

- ・社会復帰施設のサービス向上に向けた取り組み
- ・サービス提供事業者とより一層の連携強化

②個別相談体制の充実

- ・各専門機関等と連携した成人期の発達障害と高次脳機能障害の相談の充実

③障害者差別解消法への対応

- ・差別に関する随時相談の実施
- ・各関係機関と連携した周知・啓発の取り組み

区民一人ひとりの取り組み

- 精神障害者に対する正しい知識を持ち、共に暮らせる共生社会の実現を目指しましょう。

3 難病患者への支援

目標

医療費助成制度等を活用し、療養の質の向上を図ります。

現況と課題

①難病患者の現状

台東区の難病医療費等助成制度の認定患者数は、平成28年度末現在、2,149人でした。平成29年4月から新たに24疾患が医療助成対象（指定難病）となるなど、認定患者数は増加の傾向にあります。患者の病状の進行や介護者の高齢化などに伴い、在宅難病患者の療養の総合的な支援が必要です。また、災害時等の支援が求められています。

台東区の難病認定患者数（各年度末現在）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ベーチェット病	41	37	36
多発性硬化症/視神経脊髄炎	46	49	43
重症筋無力症	34	39	41
全身性エリテマトーデス	85	92	94
皮膚筋炎・多発性筋炎	29	29	31
特発性血小板減少性紫斑病	35	36	36
潰瘍性大腸炎	229	242	274
パーキンソン病	176	175	174
後縦靭帯骨化症	47	45	46
人工透析を必要とする腎不全	500	506	530
その他	667	712	844
計	1,889	1,962	2,149

（単位：人）出典：「保健所事業概要」平成29年版

②施策の実施状況

難病の登録患者に対しては、経済的負担を軽減し治療を受けやすくするための医療費助成、障害者総合支援法による障害福祉サービスの提供、医療機器の給付等を行っているほか、患者グループへの支援など患者の心の支えとなる取り組みも行っています。

具体的な取り組み

区の取り組み

難病の登録患者の経済的な負担の軽減を目的として、医療費助成や福祉制度の周知を行うほか、難病患者への支援体制を整備するため難病対策地域協議会を新たに設置し、関係機関との情報共有や連携の緊密化を図っていきます。

①医療費助成制度、福祉制度等の周知

- ・ 難病に関する啓発の推進
- ・ 医療費助成制度や難病患者福祉手当及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関する周知の充実

②相談体制の充実

- ・ 在宅難病患者に対する各種サービスに関する相談の実施
- ・ 関係機関と連携し、保健・医療・福祉の総合的なサービス相談体制を構築

③難病患者の災害時支援

- ・ 難病患者等の特性に応じた災害時要援護者対策の検討

区民一人ひとりの取り組み

- 難病に対する正しい知識を持ちましょう。

4 ぜん息患者等への支援

目標

ぜん息知識の普及とぜん息の予防を図ります。

現況と課題

① 国の認定患者の状況

国の「公害健康被害補償等に関する法律」に基づく第1種地域が指定されていた昭和63年までの期間に、大気汚染による公害健康被害の患者と認定された方が現在も補償の対象になっています。

公害健康被害の補償等に関する法律における台東区の被認定者

	特級	1級	2級	3級	級外	計
慢性気管支炎	0	0	0	1	0	1
気管支ぜん息	0	0	3	137	218	358
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
肺気腫	0	0	0	0	0	0
計	0	0	3	138	218	359

(単位：人) 出典：「保健所事業概要」平成29年版

② 東京都大気汚染健康障害医療費助成認定患者の状況

東京都の「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病（気管支ぜん息及びその続発症。18歳未満では、ぜん息性気管支炎、肺気腫及びこれらの続発症）に罹患し、一定の要件を備える方に対して医療費の助成を行っています。

東京都大気汚染に係る健康障害者に対する台東区の医療費助成被認定者

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
被認定者	1,116	1,205	1,231	1,140

(単位：人) 出典：「保健所事業概要」平成29年版

③ 施策の実施状況

台東区では、これらの患者に対する補償給付または医療費の助成を実施しています。また、リハビリテーション事業や健康相談、水泳訓練教室、音楽療法教室などの予防事業を実施しています。

具体的な取り組み

区の取り組み

国の認定患者に対して、各種補償給付を支給するとともに、健康回復、保持及び増進のためリハビリテーション事業を行います。また、大気汚染の影響による健康被害の予防のため、健康相談事業や機能訓練事業を行います。

①国の認定患者に対する保健福祉施策の充実

- ・療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料の給付等の補償給付
- ・健康回復、保持及び増進のための講演会や機能回復訓練指導等のリハビリテーション事業の実施

②保健指導と相談機能の充実

- ・専門医、看護師による相談や健康教室等健康相談事業の開催
- ・窓口や乳幼児健診時等における保健指導の実施

③予防事業（機能訓練事業）の充実

- ・ぜん息知識の普及や対処方法を習得するための講座の開催
- ・運動量の増加と精神力の向上を図り、ぜん息を克服するための水泳教室の開催

区民一人ひとりの取り組み

- 気管支ぜん息などの疾患に対して正しい知識を身につけましょう。